

船舶事故調査報告書

平成31年3月13日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	転覆
発生日時	平成30年12月10日 14時00分ごろ
発生場所	山口県徳山下松港第1区 徳山下松港東ソーセメント1号棧橋灯台から真方位305° 1.2海里（M）付近 （概位 北緯34° 04.0′ 東経131° 44.6′）
事故の概要	漁船藤井丸は、揚網作業中、転覆した。 藤井丸は、船長が落水して溺水し、機関等に濡損を生じた。
事故調査の経過	平成31年1月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で意識不明の状態に陥ったため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 藤井丸、2.73トン YG3-44228（漁船登録番号）、個人所有 9.60m（Lr）×2.03m×0.64m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数15、昭和54年7月1日
乗組員等に関する情報	船長 男性 78歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年5月28日 免許証交付日 平成28年6月28日 （平成34年6月13日まで有効）
死傷者等	重傷 1人（船長）
損傷	機関等に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風速 約2.5m/s、視界 良好、気温 約10.3℃ 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期、水温 約17℃
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、なまこけた網漁の目的で、平成30年12月10日07時00分ごろ徳山下松港内の操業許可区域において操業を開始した。 本船は、14時00分ごろ、航行しながら左舷側に傾いて転覆するところを岸壁にいた人（以下「本件目撃者」という。）に目撃され

	<p>た。</p> <p>本件目撃者は、うつ伏せ状態で海面に浮かんでいる船長を認め、近くにいた同僚（以下「本件同僚」という。）に通報を依頼した。</p> <p>本件同僚は、14時05分ごろ、携帯電話で118番及び119番への通報を行った。</p> <p>船長は、付近を通りかかったプレジャーボートに引き上げられて岸壁に移送され、心肺停止の状態での病院に救急車で搬送された後、蘇生したものの、溺水と診断され、低酸素脳症により意識不明の状態に陥った。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図 参照）</p>
その他の事項	<p>船長は、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>船長が所属する漁業協同組合担当者は、本船を引き揚げた際、底びき網内に大量の泥が入り込んでいたので、泥で重くなった同網を巻き揚げ中、転覆したのではないかと思った。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>なし</p> <p>本船は、徳山下松港第1区において、航行しながら揚網作業中、船長が大量の泥が入った底びき網を巻き揚げたことから、左舷側に傾いて転覆したものと考えられるが、船長が意識不明の状態に陥ったため、転覆に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長は、本船が転覆した際、落水して溺水し、低酸素脳症により意識不明の状態に陥ったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、徳山下松港第1区において、航行しながら揚網作業中、船長が大量の泥が入った底びき網を巻き揚げたため、左舷側に傾いて転覆したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型漁船で揚網する際、網に入り込んだ泥の量を勘案し、慎重に網を巻き揚げること。 ・ 暴露甲板上では、救命胴衣を着用すること。

付図1 事故発生場所概略図

